



浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書
補足説明資料
(コメントに対する回答について)

令和4年4月7日

中部電力株式会社

【コメントNo.4】

組織改定の前後ですべての業務が問題なく引継ぎができることを説明すること。

【コメントNo.16】

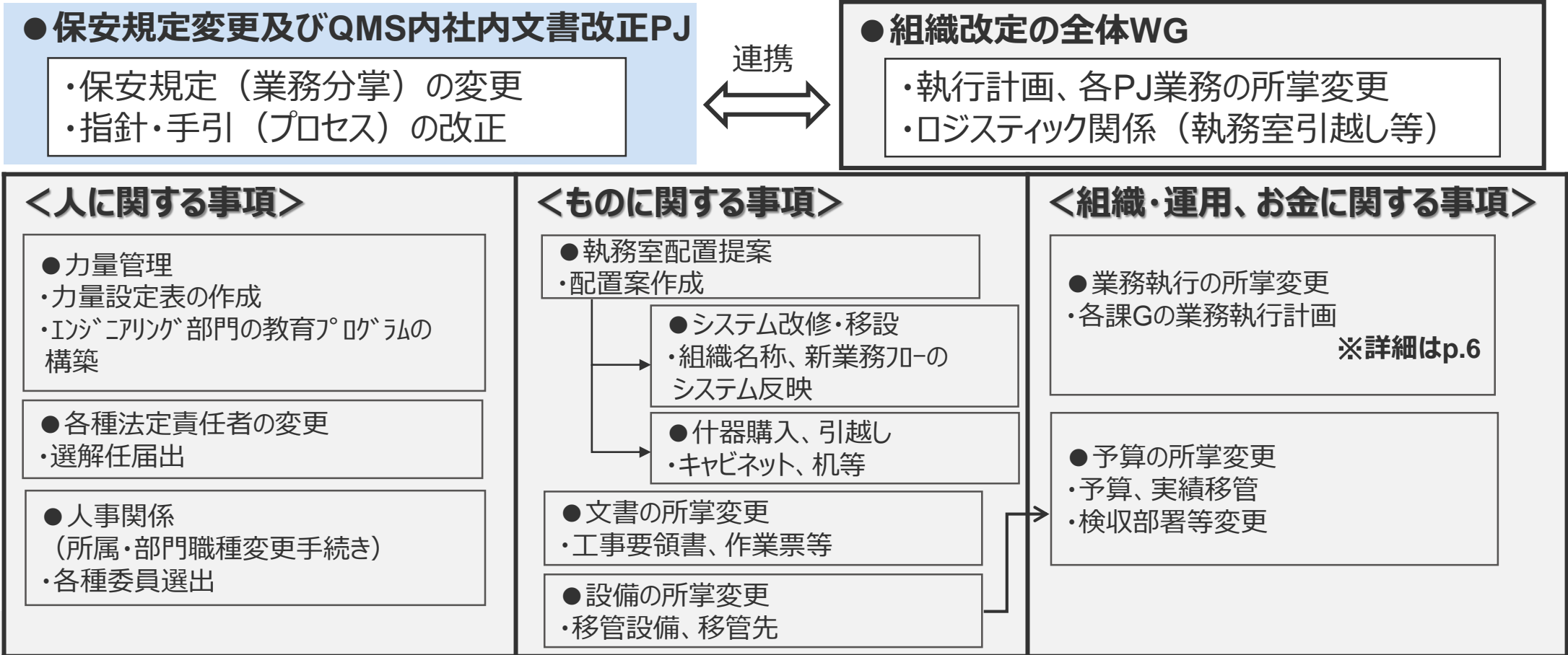
組織改定全体WGのうち、保安規定と組織変更に係る部分について、どのような課題が抽出され、どう解決したのかについて、具体的な内容を示すこと。

【回答】

3~6ページ参照。

保安規定変更及びQMS内社内文書改正PJと組織改定の全体WGの検討範囲

- ✓ 保安規定の変更やQMS内社内文書の改正については、安全品質保証部長をプロジェクトオーナーとして『**保安規定変更及びQMS内社内文書改正プロジェクト**』を立ち上げ、業務分掌及びプロセス変更に対応を行っている。【次ページ参照】
- ✓ それ以外の事項（執行計画、ロジスティック、力量管理等）については、総括管理課を取りまとめとした『**組織改定の全体WG**』にて、「人」「もの」「組織・運用など」の事項に対して、組織改定に向けての準備を行っている。
- ✓ 両PJ及びWGは連携を取りながら進めている。



保安規定変更及びQMS内社内文書改正プロジェクト(1/2)

保安規定を変更及びQMS内社内文書を改正するために、『保安規定変更及びQMS内社内文書改正プロジェクト』を発電所に立ち上げた。

体制においては、保安規定変更及び管理に関する業務を行う本店品質保証グループ及び原子力安全グループ並びにQMS内社内文書改正のとりまとめ部署である浜岡品質保証グループに加えて、組織改定の検討を主導してきたメンバーをプロジェクトメンバーに組み込むことにより、組織改定に関する情報を適切に共有し反映できる仕組みを構築とした。

また、定期的に進捗会議を開催し、プロジェクトメンバーで進捗状況の確認、抽出した課題及びその解決策などについて議論した。

【具体的な課題及び解決の例】

<課題>

- ・保安規定（第1編，第2編）第5条（保安に関する職務）におけるエンジニアリング部及び保修部各課の職務の記載

<解決の方法>

- ・エンジニアリング業務と保修業務の専門組織化の検討を主導してきたメンバーと保安規定管理部署である本店品質保証グループ及び原子力安全グループで、保安規定第106条（施設管理）の担当部署整理表（4月1日ヒアリング資料のうち資料②添付資料1－4；次ページに抜粋を示す）を作成し、職務が変更前後で抜けなく引き継がれている職務の記載となることを確認した。

保安規定変更及びQMS内社内文書改正プロジェクト(2/2)

4月1日ヒアリング資料のうち資料②添付資料 1 - 4【抜粋】

保安規定第106条（施設管理）の担当部署整理表			
	現	新	保安規定第1編第5条との整合
7. 保全の実施	① 原子炉課、タービン課、 電気課、計測課、設備 保全課、改良工事G ② 土木課、建築課	① 機械保守課(①から機械設備を集約) 電気保守課 (①から電気、計装関係設備を集約) ② 土木課、建築課	機械保守課長：「原子炉施設の施設管理のうち、機械設備の保全の実施」に関する業務 電気保守課長：「原子炉施設の施設管理のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施」に関する業務 土木課長：「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長：「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
8. 保全の結果の確認・評価			
(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。	① 原子炉課、タービン課、 電気課、計測課、設備 保全課、改良工事G ② 土木課、建築課	① 安全・系統管理課（系統機能にかかる確認・評価） 機械保守課(個別設備にかかる確認・評価) 電気保守課（個別設備にかかる確認・評価） ② 土木課、建築課	安全・系統管理課長：「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 機械保守課長：「原子炉施設の施設管理のうち、保全の結果の確認・評価」に関する業務 電気保守課長：「原子炉施設の施設管理のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の結果の確認・評価」に関する業務 土木課長：「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長：「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮している状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。	① 原子炉課、タービン課、 電気課、計測課、設備 保全課、改良工事G ② 土木課、建築課	① 安全・系統管理課（定期事業者検査のうち機能検査） 保守管理課（その他定期事業者検査） 設計調達課（使用前事業者検査） ② 土木課、建築課	安全・系統管理課長：「第5条第4項(33)」 保守管理課長：「第5条第4項(33)」 設計調達課長：「第5条第4項(33)」 土木課長：「第5条第4項(33)」 建築課長：「第5条第4項(33)」

<例> 業務執行レベルの所掌変更

各課の業務執行計画ごとに業務内容を抽出し、それぞれに対し引継先となる新部署を整理、明確化することで、すべての業務が漏れなく引き継がれるようにしている。

保修部 保守管理課 原子炉G (抜粋)

No	業務内容	被引継部署案
1	4号 P L M 評価書関係 (評価書確認・補足説明資料作成、審査会合対応)	設計調達課
2	原子炉系設工認対応 (例：3号 R C W S, H P C W S 伸縮継手)	設計調達課
3	設工認管理台帳整備	設計調達課
4	1, 2号共用設備独立化関係 (NRW-IA, SA ; 予算、技術検討、発注)	設計調達課
5	系統構成情報システム保守・開発	安全・システム管理課
6	5号 海水流入対策 (復旧計画・研究)	設計調達課
7	5号 海水流入対策 (保管状況確認点検とりまとめ、予算・工事発注)	設計調達課
8	5号 海水流入対策 (健全性評価委員会)	設計調達課 (復旧計画/研究に関わる部分：保修部)
9	5号 D/G排気管伸縮継手破損対応	設計調達課



中部電力